

ともに生き、ともに支え合う 地域共生のまちをめざして

扶桑町第4期障害者計画



2018 (平成30) 年 3 月

扶桑町第4期障害者計画

2018（平成30）年3月

目 次

I	計画策定にあたって.....	1
1	計画策定の背景.....	1
2	計画策定の趣旨.....	2
3	計画の性格.....	3
(1)	計画の位置付け.....	3
(2)	計画の対象.....	3
4	計画の期間.....	4
5	計画の策定方法.....	4
II	基本理念.....	5
III	基本目標.....	6
IV	施策の体系.....	8
V	基本計画.....	9
1	地域共生社会の実現に向けて.....	9
(1)	差別解消の推進.....	9
(2)	権利擁護の推進.....	11
(3)	地域福祉の推進.....	13
2	住み慣れた地域での自立した生活の実現に向けて.....	16
(1)	相談・情報提供・コミュニケーション支援の充実.....	16
(2)	保健・医療の充実.....	19
3	障害の特性に応じたきめ細かな支援に向けて.....	21
(1)	住宅の確保・整備.....	21
(2)	生活支援の充実.....	23
4	ライフステージに沿った施策の推進に向けて.....	25
(1)	療育・幼児教育の充実.....	25
(2)	学校教育の充実.....	28
(3)	雇用・就労の確保.....	30
(4)	文化、スポーツ・レクリエーションの推進.....	32

5	すべての人にやさしいまちづくりに向けて	34
(1)	人にやさしいまちづくりの推進	34
(2)	防災・防犯対策の推進	36

資料

1	用語解説	38
2	自立支援地域協議会	44
3	計画の策定経緯.....	48

I 計画策定にあたって

1 計画策定の背景

本町では、1999（平成11）年度に2005（平成17）年度までを期間とする「扶桑町障害者計画（第1期）」を、2005（平成17）年度に2011（平成23）年度までを期間とする「扶桑町障害者計画（第2期）」を、2011（平成23）年度に2017（平成29）年度までを期間とする「扶桑町第3期障害者計画」策定し、障害のある人の地域生活を支援するため、各種施策を推進してきました。

国においては、2006（平成18）年4月に「障害者自立支援法」が施行され、障害の種別に関わらず、必要な福祉サービスを市町村が一元的に提供することとなりました。加えて、同年12月には「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の施行や、2007（平成19）年12月の「障害者基本計画」にかかる「重点施策5か年計画」の策定など“共生社会”の実現に向けた法律の整備や計画の策定が行われました。

2012（平成24）年6月、「障害者自立支援法」は抜本的に改正され、名称を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（略称「障害者総合支援法」）と改め、障害福祉サービスの対象に難病患者を加えることなどが盛り込まれました。

また、障害者権利条約については、2007（平成19）年の署名以降、条約締結に向けた国内法の整備を進めてきました。2011（平成23）年の障害者基本法の改正において、日常生活又は社会生活において障害のある人が受ける制限は、社会の在り方との関係によって生ずるといいうゆる社会モデルに基づく障害のある人の概念や、障害者権利条約にいう「合理的配慮」の概念が盛り込まれました。さらに、2013（平成25）年、改正障害者基本法第4条の「差別の禁止」の基本原則を具体化し、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（略称「障害者差別解消法」）が制定されました。この間、2011（平成23）年に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（略称「障害者虐待防止法」）、2012（平成24）年には「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（略称「障害者優先調達推進法」）が制定されています。2014（平成26）年5月に医療費助成の対象を拡大する「難病の患者に対する医療等に関する法律」（略称「難病医療法」）が制定されました。

2016（平成28）年6月、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が公布されました。この法律により、障害福祉サービスに就労定着支援および自立生活援助が追加され、市町村障害児福祉計画の策定等が定められました。

2 計画策定の趣旨

こうした中、2017（平成29）年度に「扶桑町第3期障害者計画」が目標年度を迎えることから、国の動向、社会情勢の変化、障害のある人のニーズなどを踏まえ、計画の見直しを行うこととしました。

障害者基本法第11条において、国、都道府県、市町村の役割・責任分担に配慮し、地方公共団体の自主性を尊重しつつ、障害者施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、それぞれが主体的な計画を策定することを義務づけています。

本計画は、こうした国の方針等に対応して、本町の障害のある人が地域において自立した生活を送ることができ、積極的に社会参加できるまちづくりをめざして策定するものです。

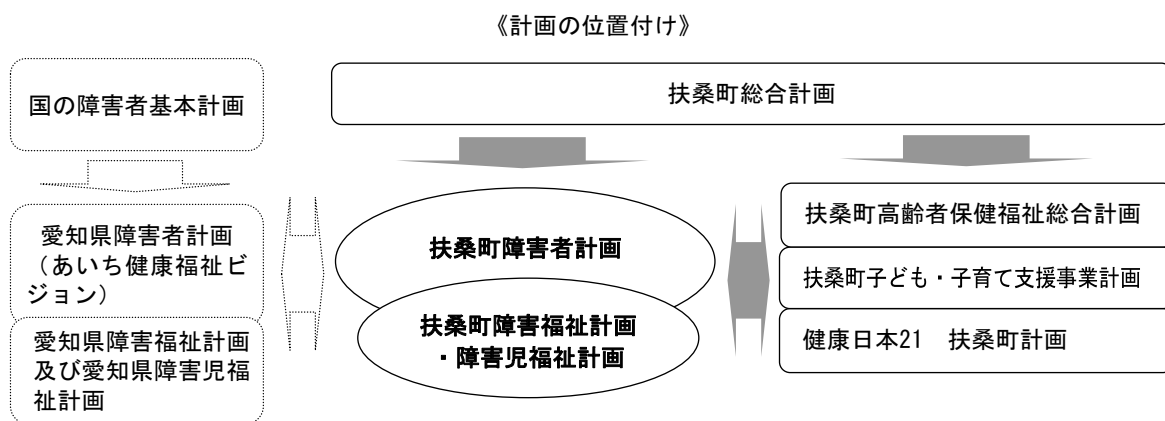
3 計画の性格

(1) 計画の位置付け

この計画は、障害者基本法第11条第3項に規定する市町村障害者計画です。

この計画は、扶桑町総合計画を上位計画とし、扶桑町高齢者保健福祉総合計画、扶桑町子ども・子育て支援事業計画、健康日本21扶桑町計画ならびに県の関連計画との調整を図りながら策定し推進していきます。

また、障害者総合支援法に基づき扶桑町第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画に、今後3年間に必要な障害福祉サービスの種類や必要量の見込みを盛り込みました。



(2) 計画の対象

この計画が対象とする障害のある人とは、障害者基本法第2条の規定に基づく、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）、その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する）がある人であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人」をいい、障害のある児童、高次脳機能障害のある人や難病の人を対象とします。

4 計画の期間

この計画の期間は、2018（平成30）年度～2023年度の6年間とします。ただし、国の動向、社会状況等により、必要に応じて見直しを行います。

《計画期間》

年 度	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
扶桑町障害者計画		第3期		第4期					
			見直し						見直し
<参考> 扶桑町障害福祉計画 (障害児福祉計画)		第4期		第5期(第1期)			第6期(第2期)		
			見直し			見直し			

5 計画の策定方法

(1) 計画の策定体制

障害者施策の推進については、幅広い関係者の協力を得て、本町の実情に応じたものとするのが求められます。そこで、障害者団体、福祉関係者等で構成する扶桑町自立支援地域協議会において本計画を審議し策定しました。

(2) ニーズ等の把握

計画策定にあたって、障害のある人の生活状況、困っていること、サービスの利用意向などを把握するために、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者を対象としたアンケートを2016（平成28）年に実施しました。

また、障害のある人等の関係団体から、障害のある人に関する現状や課題、施策への意見・要望等をお聞きしました。

Ⅱ 基本理念

1970（昭和45）年法律第84号で心身障害者対策基本法が制定され、その後1993（平成5）年法律第94号で改正されて法律名称が変わり、障害者基本法となりました。

この障害者基本法では、障害者の定義は「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」です。障害のある人の自立と社会参加を阻む要因は、障害それ自体はもとより、社会的障壁（事物・制度・慣行・観念その他一切のもの）であることが第2条に明示されています。

障害のある人の自立と社会参加を実現するためには、できる限り社会的障壁を取り除き、障害の有無にかかわらず、誰もがお互いを尊重し、支え合い、ともに生きることでできるまちをつくる必要があります。第3期計画にあっては、これを実現するために、第2期計画の基本理念である「ともに生きるまちをめざして」を継承し各種施策を推進してきました。

今回策定する第4期計画では、これまでの基本理念をさらに発展させ、障害のある人も、まちづくりの担い手として活躍できる地域共生社会の実現をめざし、「ともに生き、ともに支え合う 地域共生のまちをめざして」を基本理念としたいと考えます。

**ともに生き、ともに支え合う
地域共生のまちをめざして**

Ⅲ 基本目標

基本理念を実現するために、次の基本目標に沿って、計画を策定するとともに、各種施策を展開していきます。

▶基本目標 1 地域共生社会の実現に向けて

障害者施策の推進にあたっては、町民に最も身近な町が果たす役割は、今後ますます大きくなります。しかし、地域共生社会は、町のみで実現できるものではなく、関係団体、民間事業者、そして特に町民が障害のある人を理解し、全員参加による取組みを行うことによりはじめて実現が可能となります。町民の一人ひとりが障害のある人を取り巻く問題を認識し、ともに解決に向けて主体的に行動していける社会をめざします。

障害者差別解消法では、事業者や行政機関等に合理的配慮を求めています。この合理的配慮は、地域共生社会実現の第一歩ともいえます。

障害と障害のある人についての理解が足りないことによる差別や偏見は、後を絶ちません。障害のある人が社会参加をしようとするとき、最も大きな障壁となるのは「心の壁」です。この障壁を取り除き、地域共生の考え方を普及するため、さまざまな機会を利用して、啓発・広報活動を行っていきます。また、学校や地域において、障害者問題への理解を深める福祉教育の推進を図っていきます。

▶基本目標 2 住み慣れた地域での自立した生活の実現に向けて

障害のある人が、住みなれた家庭や地域で安心して暮らし続けられるよう、日常生活の自立と社会参加を支援する在宅サービスの充実、就労・文化活動など暮らしを支え生活の質を高める日中活動の場の確保、住宅改造やグループホームの整備など生活の場の確保に努めるとともに、施設入所者や精神障害による長期入院患者で退所（院）を希望する人の地域生活への移行を支援します。

障害のある人が、一人の生活者として、自らの生活を自らの意思で選択・決定し、築いていきたいという考え方は当然のことです。このことを踏まえ、障害のある人が、できる限り主体的に自立した生活を送れるよう、利用者本位の考え方に立って、個々のライフステージに沿った保健・医療、生活支援サービスの充実に努め、障害のある人の豊かな地域生活の実現に向けた取組みを支援します。

▶基本目標3 障害の特性に応じたきめ細かな支援に向けて

身体障害、知的障害、精神障害および難病患者等と障害には多くの種類があります。

障害のある人への支援にあたっては、こうした障害の特性を理解した上で、移動が困難な人、文字の記入が困難な人、話すことが困難な人、トイレに不自由されている人など、それぞれの生活機能を十分把握した上で取り組むことを基本とします。

障害のある人のニーズを的確に把握し、障害の特性に応じた適切な支援を推進するとともに、介護給付の対象となっていない生活機能の低下している人に対しても、その生活機能に応じた支援に努めます。

▶基本目標4 ライフステージに沿った施策の推進に向けて

障害者施策は、保健・医療、福祉、教育、労働、生活環境など広範な分野にまたがっています。したがって、その実施に際しては、関連機関の密接な連携を図るとともに、障害のある人の一人ひとりのライフステージに対応した総合的な施策の推進と、個人の選択を尊重した制度の確立を図ります。

障害者施策の基本は、障害のある人が、生涯のあらゆる段階において、能力を最大限発揮し、その人らしい自立した生活を送ることができるよう支援すること、および障害の有無にかかわらず、誰もが社会の一員としてあらゆる活動に参加することができる社会を築くことです。

障害のある人が社会の一員として主体性を発揮し、生きがいのある生活を送れるよう、それぞれの障害の状況に応じた学習の機会の確保、雇用機会の拡大と福祉的就労の場の確保、スポーツ・レクリエーションや文化活動への参加機会の増大を図っていきます。

▶基本目標5 すべての人にやさしいまちづくりに向けて

道路や建物の多くには、段差があるなど、障害のある人や高齢者が、一人では自由に移動できない状況があります。段差の解消、エレベーターの設置、出入口の自動ドア化などは、すべての人にとって安全で快適かつ便利なものです。各種の施設・設備の整備にあたり、車いすを使用している人、目や耳の不自由な人たちのために特別に行うのではなく、利用するすべての人に配慮するというユニバーサルデザイン[※]の考え方が必要です。

ユニバーサルデザインの考え方のもとに、障壁のない生活環境の整備を進め、すべての人が地域社会の一員であることを理解し、それぞれが支え合う、やさしさの実感できるまちづくりを進めます。

[※]障害の有無や性別、年齢、人種などに関わらず、多くの人々が利用しやすい製品やサービス、環境をデザインする考え方。

IV 施策の体系

基本理念	基本目標	施策の方向性	施 策
ともに生き、ともに支え合う 地域共生のまちをめざして	1 地域共生社会の実現に向けて	(1) 差別解消の推進	①啓発・広報活動の推進 ②福祉教育の推進
		(2) 権利擁護の推進	①権利擁護体制の構築 ②虐待の防止
		(3) 地域福祉の推進	①地域福祉活動の推進 ②地域を支える人づくり ③当事者団体の組織化・活動への支援
	2 住み慣れた地域での自立した生活の実現に向けて	(1) 相談・情報提供・コミュニケーション支援の充実	①相談体制の充実 ②情報提供の充実 ③コミュニケーション支援の充実
		(2) 保健・医療の充実	①保健事業の充実 ②保健・医療・福祉の連携
	3 障害の特性に応じたきめ細かな支援に向けて	(1) 住宅の確保・整備	①住宅改善への支援 ②生活の場の整備
		(2) 生活支援の充実	①居宅における生活支援サービスの充実 ②日中活動事業の充実
	4 ライフステージに沿った施策の推進に向けて	(1) 療育・幼児教育の充実	①早期療育の充実 ②統合保育の推進 ③発達障害のある子どもへの対応 ④子育て支援の充実
		(2) 学校教育の充実	①教育相談・指導の充実 ②特別支援教育の充実 ③学校のバリアフリー化の促進
		(3) 雇用・就労の確保	①雇用・就労の支援 ②一般就労に向けた支援の場の充実
		(4) 文化、スポーツ・レクリエーションの推進	①文化活動、イベントの充実 ②スポーツ・レクリエーション活動の推進 ③施設的环境整備
	5 すべての人にやさしいまちづくりに向けて	(1) 人にやさしいまちづくりの推進	①ユニバーサルデザインの促進 ②移動手段の確保
		(2) 防災・防犯対策の推進	①避難行動要支援者の把握と支援体制の整備 ②防犯対策の推進

V 基本計画

1 地域共生社会の実現に向けて

(1) 差別解消の推進

<現状と課題>

「扶桑町障害者計画・障害福祉計画アンケート」においては、身体障害のある人の13.7%、知的障害のある人の43.1%、精神障害のある人の37.4%、障害のある児童の46.2%、難病の人の7.1%が、これまでに差別をうけたり、いやな思いをしたことがあると答えています。

○障害者権利条約の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、2013（平成25）年6月、障害者差別解消法が制定され、2016（平成28）年4月1日から施行されました。この法律は、行政機関や民間事業者による「障害を理由とする差別」を禁止していますが、真の地域共生社会の実現をめざすためには、すべての町民の差別意識の解消を図る必要があります。本町では、2017(平成29)年度に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する扶桑町職員対応要領」を作成し、全庁的に差別解消に向けた取組を推進しています。

○本町では、障害について正しい知識の普及と理解促進を図るため、広報ふそうを通じての障害者制度の紹介や、保健所等による精神福祉に関する講座の開催を周知しています。また、福祉教育については、社会福祉協議会が小中学生を対象とした福祉実践活動に取り組んでおり、子どもの時期からの正しい知識の普及に努めています。

○障害の有無に関わらず、誰もがともに暮らせる社会の実現、すなわち地域共生の理念を、すべての町民が理解し、障害のある人の自立を地域全体で支える必要があります。

<主要施策>

① 啓発・広報活動の推進	
施策の内容	担当課等
○広報ふそう、公式ホームページ等を通じて、「障害者差別解消法」の理念や障害を理由とする差別、合理的配慮等に関する周知・啓発を行うとともに、障害と障害のある人に関する正しい知識の普及や理解の促進に努めます。	福祉児童課
○町においては「障害を理由とする差別の解消の推進に関する扶桑町職員対応要領」を遵守し、町職員の対応が差別解消に向けた地域の規範となるよう努めます。	全部署
○障害を理由とする差別を一切しないよう、民間事業者に対して求めるとともに、障害を理由とする差別の具体的な事例等の広報に努めます。	福祉児童課
○広報ふそう、公式ホームページ等を通じて、障害のある人の当事者団体等の活動を紹介するとともに、福祉児童課窓口等に当事者団体等の作成したチラシを設置するなど、当事者団体の活動の活性化を促進します。	福祉児童課 社会福祉協議会

② 福祉教育の推進	
施策の内容	担当課等
○小学校・中学校および高等学校の児童・生徒を対象に、社会福祉に関する実践学習の機会を提供します。福祉協力校（町内4小学校2中学校）で点字・手話・要約筆記・盲導犬・車いす・ガイドヘルプ等を体験する福祉実践教室を実施し、社会福祉への理解と関心を高め、ボランティア・社会福祉の精神を養うとともに、地域社会の連携を深め福祉教育の充実を図ります。	社会福祉協議会 学校教育課
○町内の障害者支援施設のボランティア体験を通じ、施設での障害者福祉を学ぶ機会を提供します。	社会福祉協議会 学校教育課

(2) 権利擁護の推進

<現状と課題>

「扶桑町障害者計画・障害福祉計画アンケート」においては、身体障害のある人の1.9%、知的障害のある人の10.3%、精神障害のある人の11.2%、障害のある児童の4.6%が、障害があるために虐待をうけたことがあると答えています。

○虐待は、人としての尊厳を無視した基本的人権を侵害する行為であることを認識して、行政を含めた関係機関が連携して解決にあたらなければなりません。

○虐待の防止は言うまでもありませんが、障害等のために判断能力が十分でない人が、不利益を被らないように保護し支援することも重要です。そのため、地域における権利擁護支援体制の構築をめざし、小牧市、岩倉市、大口町と共同して尾張北部権利擁護支援センターの設置を進めており、2018(平成30)年に開所する予定です。今後は、成年後見制度や、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理などの日常生活自立支援事業は、重要度が増していくと考えられます。

<主要施策>

① 権利擁護体制の構築	
施策の内容	担当課等
○尾張北部権利擁護支援センターと連携し、権利擁護の支援体制を整えていきます。また、町民に制度の周知を図るとともに、成年後見人の育成・活用を行い、制度の利用が必要な人の把握や制度の利用促進に努めます。	福祉児童課 介護健康課
○日常生活自立支援事業については、社会福祉協議会と連携し、制度の利用促進を図ります。	福祉児童課

② 虐待の防止	
施策の内容	担当課等
○虐待は被虐待者の尊厳を著しく傷つけるものであり、虐待を未然に防止することが重要です。このため、町民やあらゆる関係者に対し、障害者虐待防止法の周知のほか、障害のある人の権利擁護についての啓発、障害や虐待に関する正しい知識の普及に努めます。	福祉児童課
○本町においては、障害者虐待防止法に基づく、虐待の通報や届出の受理、相談・指導・助言、広報等を行う機関である市町村障害者虐待防止センターの機能を福祉児童課に持たせています。そこで、福祉児童課では、町民からの虐待に関する通報があった場合に、速やかに障害のある人の安全の確認や事実確認を行っていきます。	福祉児童課

(3) 地域福祉の推進

<現状と課題>

「扶桑町障害者計画・障害福祉計画アンケート」においては、身体障害のある人の13.4%、知的障害のある人の39.7%、精神障害のある人の21.5%、障害のある児童の16.9%、難病の人の16.1%が、ボランティアによる日常の援助等を「受け入れる」と答えています。

○本町では、「扶桑町住民活動及び協働の推進に関する条例」を制定し、住民活動の自主性および自立性を尊重した上で、町民、住民活動団体および事業者との協働を進めています。

○社会福祉協議会には、ボランティアセンターが設置されており、ボランティアに関する相談や需給調整、ボランティアの育成などを行っています。この他、社会福祉協議会では、福祉団体の育成事業活動の支援や、共同募金配分金事業として、障害者施設ボランティア養成講座、在宅重度障害者への歳末義援金配分事業、視覚に障害のある人・弱視の人に声の広報サービスなどを実施し、地域福祉活動の中心的な役割を担っています。

○障害のある人が地域で暮らし続けるためには、公的な福祉サービスだけではなく、ボランティアや地域住民による支援も必要不可欠であるとともに、地域にあるさまざまな団体が、お互いの活動を理解して、障害のある人を重層的に支えていく体制づくりを進める必要があります。

<主要施策>

① 地域福祉活動の推進	
施策の内容	担当課等
○自助や互助の重要性、地域の課題に対し当事者として向き合うことの必要性を、多くの町民に理解してもらうために、「地域共生」という考え方を、広報ふそう、公式ホームページ等、さまざまな機会を利用して周知を図っていきます。	福祉児童課 介護健康課
○福祉資金貸付事業、ボランティア事業（機関誌「福祉だより」による活動紹介・ボランティアに関する相談（活動紹介、運営相談、連絡、調整）など）、共同募金配分事業（高齢者・障害者・青少年・児童・母子・歳末たすけあい事業）等を引き続き行います。	社会福祉協議会

② 地域を支える人づくり	
施策の内容	担当課等
○障害特性を理解したヘルパーをはじめ従業者を確保するため、町内のサービス提供事業者に対し各種研修等に関する情報提供を図るとともに、事業者と連携して町内における潜在的な人材の発掘に努めます。	福祉児童課
○ボランティアを育成します。既存の活動の後継者育成を含め、若い人たちが積極的にボランティアに参加できる体制づくりを検討します。また、障害の特性および必要に応じてボランティアやボランティア団体の育成に努めるとともに、ボランティア団体の協力を得て、障害のある人が地域活動に参加できるよう支援をしていきます。	社会福祉協議会

③ 当事者団体の組織化・活動への支援	
施策の内容	担当課等
○町民が主体となって地域福祉活動に取り組むきっかけとなるよう、各自治会や社会福祉協議会、ボランティア・NPO法人等の福祉に関する先駆的な取り組みや積極的な活動事例を広報ふそう、公式ホームページ等を通じて紹介することにより「見える化」を進めます。	福祉児童課 介護健康課 社会福祉協議会
○障害のある人同士の交流やコミュニケーションの機会を広げるとともに情報共有が図れるよう、役場の窓口等に当事者団体の作成したチラシを設置するなど、障害のある人に当事者団体への参加を促します。	福祉児童課 社会福祉協議会
○障害のある人の活動や社会参加を促進するために、精神障害者家族会をはじめ各当事者団体等が主催する交流の場や、ピアカウンセリングなどの活動を支援します。	福祉児童課 社会福祉協議会
○聴覚障害のある人、視覚障害のある人等当事者団体の組織化と支援を行います。	社会福祉協議会
○住民が行う公益的な活動を支援するため、住民活動支援センター『ぷらねっと扶桑』を拠点として、人材の育成および交流、情報の収集および提供、活動機会の提供、広報および啓発活動を推進します。	政策調整課 社会福祉協議会

2 住み慣れた地域での自立した生活の実現に向けて

(1) 相談・情報提供・コミュニケーション支援の充実

<現状と課題>

「扶桑町障害者計画・障害福祉計画アンケート」においては、身体障害のある人の10.9%、精神障害のある人の15.0%が、医療・福祉サービスや就労などの相談先について「どこに相談に行ったらよいかわからない」と答えています。

○本町では、2006（平成18）年度から相談員を福祉児童課に配置し、相談支援事業を行うとともに、精神障害のある人の相談支援については、町外の専門機関に委託して実施しています。一方で、2017（平成29）年度から障害のある人自身やその家族がカウンセラーとなって、実際に生活上必要とされることに対する個別相談を行うピアカウンセリングを精神障害者家族会が開催しています。

○コミュニケーションの支援としては、地域生活支援事業の一環として、聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある人、聴覚障害のある人等とのコミュニケーションを図る必要がある人に、意思疎通の円滑化を図るため手話通訳者等の派遣を行っています。

○一人ひとりの生活に必要なサービスについて、わかりやすい情報提供と、身近なところで利用ができる相談体制の整備が求められています。

<主要施策>

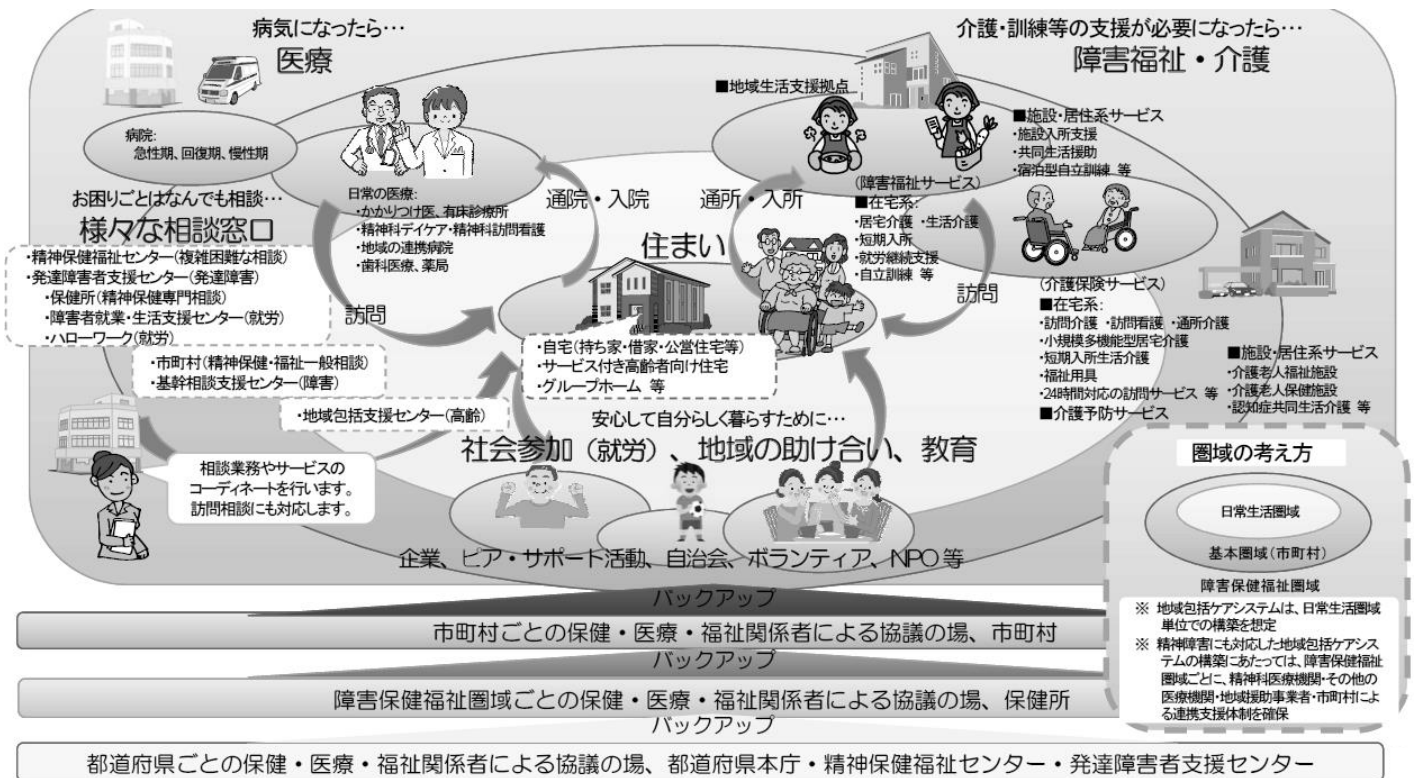
① 相談体制の充実	
施策の内容	担当課等
○相談員の研修の機会を確保し、相談支援の充実を図ります。	福祉児童課
○障害のある人およびその家族が相談しやすい相談支援のあり方について研究します。また、相談支援の利用促進のため、周知に努めます。	福祉児童課
○精神障害のある人については、地域活動支援センター事業（I型）を委託している医療法人桜桂会の「希楽里」を通じて、引き続き専門的な支援を行います。	福祉児童課
○これまで高齢者を中心に検討してきた地域包括ケアシステムについて、障害のある人なども対象に含め、それぞれの制度を横断的に捉え、個人ではなく家族単位で包括的に問題・課題を解決していく方策を、介護健康課と福祉児童課が連携して研究していきます。	福祉児童課 介護健康課
○障害のある人自身がカウンセラーとなって、障害のある相談者の社会生活上必要とされる心構えや生活能力の習得に対して個別援助や支援を行うピアカウンセリングについて、当事者団体等の活動を支援します。	福祉児童課

② 情報提供の充実	
施策の内容	担当課等
○広報ふそう、公式ホームページ等を通じて、各種障害福祉サービスや手当などの制度に関する情報提供を行います。また、県・保健所等が主催、後援する精神障害に関する講座、講演会などに関する情報の周知に努めます。	福祉児童課
○ボランティアが作成している「声の広報」の周知を行い、視覚障害のある人や目の見えづらさを感じている人に町からの情報が行き渡るよう努めます。	福祉児童課

○ボランティアの協力による点訳、手話、要約筆記を活用しての 情報支援を行います。	社会福祉協議会
---	---------

③ コミュニケーション支援の充実	
施策の内容	担当課等
○聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図る ことに支障がある人、また聴覚障害のある人等とのコミュニケ ーションを図る必要がある人に対し、引き続き、手話通訳者、 要約筆記者の派遣を行うとともに、制度の周知に努めます。	福祉児童課

参考：精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築のイメージ



(2) 保健・医療の充実

<現状と課題>

「扶桑町障害者計画・障害福祉計画アンケート」においては、身体障害のある人の障害の原因として「病気」が最も高く58.7%を占めています。また、精神障害のある人が、初めて精神科等で受診した年齢は「20～29歳」が27.1%と最も高く、次いで「30～39歳」が26.2%となっています。

○本町では、生活習慣の改善指導として、各種がん検診や歯科健診などの健康診査を実施し、町民の健康状態を把握するとともに生活改善指導に取り組んでいます。また、健康教室を開催して健康づくりや疾病予防に関する正しい知識の普及を図るとともに、健康相談では個別の相談に応じ、適切な指導・助言を行うことで疾病や障害の予防に努めています。

○地域の健康推進活動としては、高齢者に食生活の改善と運動の習慣を身に付けてもらうよう「テイクテン講習会」を開催しています。

○障害者医療については、扶桑町障害者医療費支給条例（昭和48年条例第34号）に基づいて給付を行っています。また、精神障害者医療については、2011（平成23）年1月から精神障害者保健福祉手帳1級・2級の所持者に対して、精神医療を含めた全疾病にかかる医療費の助成を開始しました。

○原因が不明で、治療方法が確定していない難病にかかり診療を受けている人に対しては、難病患者見舞金を支給しています。

○上記の事業に加え、近年増加している糖尿病、心臓病、がん、脳卒中など生活習慣病に起因する障害や、ストレスなどに起因する精神疾患を予防するため、町民が積極的な健康づくりに取り組めるような支援が必要です。

<主要施策>

① 保健事業の充実	
施策の内容	担当課等
○各発達段階に応じ、各種健診・検診、健康相談、健康教室など健康保持、増進のための保健事業の実施に努めます。また、成人を対象とした保健事業では、生活習慣病や、ストレスなどに起因する精神疾患の予防をめざし、町民が積極的な健康づくりに取り組めるよう支援していきます。	保健センター
○町民のからだところの健康増進のため「健康日本21扶桑町計画」に基づく健康づくりを推進します。	保健センター

② 保健・医療・福祉の連携	
施策の内容	担当課等
○障害のある人が安心して地域で医療を受けられるよう、医療機関や医師会と連携して、地域における医療提供体制の構築をめざします。また、身近な医療機関で継続して受診できる、かかりつけ医を持つよう働きかけます。	福祉児童課 住民課
○精神障害にも対応した地域包括ケアシステムを構築するため、保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関、一般医療機関、相談支援事業者、保健所、町などとの重層的な連携による支援体制の構築をめざし、精神障害のある人の地域への移行を促進します。	福祉児童課
○障害者医療費等の助成により、障害のある人が安心して医療の給付が受けられるよう支援します。	住民課
○難病の人の経済的・精神的負担を軽減するため、引き続き、難病患者見舞金を支給します。	福祉児童課

3 障害の特性に応じたきめ細かな支援に向けて

(1) 住宅の確保・整備

<現状と課題>

「扶桑町障害者計画・障害福祉計画アンケート」をみると、本町の障害者は比較的
持ち家の割合が高く、身体障害のある人は84.3%、知的障害のある人は75.9%、精神
障害のある人は74.8%、障害のある児童は72.3%、難病の人は85.7%となっています。
また、これからの生活について、知的障害のある人は「グループホームで暮らしたい」
が32.8%と最も高くなっています。

○本町では、障害のある人の地域における居宅生活を促進するため、地域生活支援事
業の中で住宅改修費の助成を実施しています。

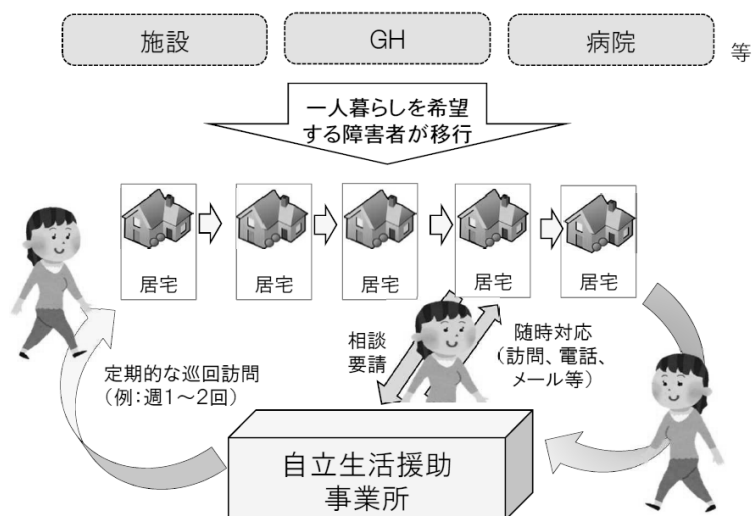
○施設に入所している障害のある人が地域生活へ移行し、地域で安心して暮らすため
には、その基盤となる「住まい」の場の確保が重要であり、既存住宅の改善など本
人の生活の質の向上と介護者の負担軽減を図るための支援やグループホームなど生
活の場の確保が求められています。

< 主要施策 >

① 住宅改善への支援	
施策の内容	担当課等
○住宅改修費の支給については、下肢や体幹等に障害を有する3級以上の方を対象に行っているところです。引き続き、地域生活支援事業の中で、事業を継続していくとともに利用者ニーズ等を把握し、より使いやすい制度の研究を行います。	福祉児童課

② 生活の場の整備	
施策の内容	担当課等
○障害のある人が地域で自立した生活を送る住居を確保するとともに、入所施設から地域生活への移行を促進するため、今後も、関係団体と協議しながらグループホームの整備を推進していきます。	福祉児童課
○施設などからひとり暮らしへの移行を希望する障害のある人等に、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応を行う自立生活援助の提供体制の整備を検討していきます。	福祉児童課

参考：自立生活援助のイメージ



(2) 生活支援の充実

<現状と課題>

「扶桑町障害者計画・障害福祉計画アンケート」においては、これからの生活について、身体障害のある人と精神障害のある人は「自宅で家族だけの介助で暮らしたい」が最も高くなっており、多くの人ができる限り住み慣れた地域で暮らし続けたいと考えていることがわかります。

○生活支援サービスとしては、障害のある人が居宅において安心して暮らせるよう、居宅介護などの訪問系サービスを実施しています。また、障害福祉サービス以外にも、配食サービスや寝具洗濯乾燥サービスなど町独自の福祉サービスを実施しています。

○町内には、障害のある人の日中活動の場として、生活介護・就労継続支援（B型）を行う事業所および地域活動支援センターがあります。

○障害のある人が、自らの生活を自らの意思で選択・決定したいという思いを実現し、地域で自立した生活を送れるよう、訪問系サービス・日中活動系サービスの充実など障害福祉サービスの充実を図る必要があります。

< 主要施策 >

① 居宅における生活支援サービスの充実	
施策の内容	担当課等
○障害のある人の地域における自立した暮らしを支えるために、介護給付による居宅介護、行動援護、同行援護等の訪問系サービスを実施します。利用者のニーズを的確に把握するため、サービス利用計画を立て、一人ひとりにあったサービスのあり方を検討し、障害のある人の日常生活の自立を図ります。	福祉児童課
○障害のある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、相談、体験の機会、緊急時の対応等の必要な機能を備えた地域生活支援の拠点づくりを、近隣市町と連携して進め、障害のある人の入所施設・病院からの地域生活への移行、親元からの自立を支援します。	福祉児童課
○現在実施している寝具洗濯乾燥サービス事業、入浴サービス事業、特殊寝台貸与事業、訪問理容サービス事業、配食サービス事業、災害弱者緊急通報システム設置事業の制度周知を図り、必要な人が必要なサービスを受けられるよう努めます。	福祉児童課 介護健康課
○短期入所については、サービスが必要な人に事業所との契約などを促し、必要な時にサービスが利用できるよう努めます。	福祉児童課

② 日中活動事業の充実	
施策の内容	担当課等
○介護給付の生活介護や就労継続支援、地域生活支援事業の地域活動支援センターについてそれぞれ利用者ニーズの把握と、事業所情報の把握に努め必要なサービスの確保を図ります。	福祉児童課
○社会福祉法人ふそう福祉会や社会福祉協議会とともに、日中活動の場の確保と質の向上に努めます。	福祉児童課 社会福祉協議会

4 ライフステージに沿った施策の推進に向けて

(1) 療育・幼児教育の充実

<現状と課題>

「扶桑町障害者計画・障害福祉計画アンケート」においては、障害のある児童が、初めて障害の判定を受けたのは「1～3歳」が41.5%と最も高くなっており、障害の早期発見という見地から乳幼児健診等が重要であることがわかります。

○本町では、乳幼児の疾病の早期発見と成長・発達の確認の機会となるよう定期乳幼児健康診査を実施しています。また、必要に応じて保健指導を行い、専門医療機関での受診を促し、乳幼児の健全な育成に寄与するよう努めています。

○障害のある子どもへの対応については、障害のある子どもと障害のない子どもと一緒に保育する統合保育を推進することで障害のある子どもの成長を促しています。一方、保育士が障害のある子どもへの理解を深め、保育ニーズの多様化に対応できるよう研修を実施しています。

○障害のある子どもや発達に遅れのある子どもたちが、将来、積極的に社会参加し自立した生活を送るためには、その能力と可能性を最大限伸ばすような療育・幼児教育を行うことが重要になります。一人ひとりの状態やニーズ等に応じたきめ細かい療育・幼児教育が行われるような環境を整える必要があります。

< 主要施策 >

① 早期療育の充実	
施策の内容	担当課等
○1歳6か月、3歳児健診や、2歳児、2歳6か月児歯科健診などの機会において、発達の確認を行い、発達の遅れのある子どもとその保護者に対し、早期支援に努めます。	保健センター
○発達の遅れのある子どもとその保護者を対象に健診事後フォロー教室を開催し、その教室を通じ、早期療育に移行できるよう支援をします。	保健センター
○障害のある子どもの保育、療育には専門性が求められ、医療や福祉・行政の専門家との関わりが重要です。乳幼児教室や定期健康診断等で把握された発達に遅れのある子どもをこれらの機関と連携を図り、支援に努めます。	福祉児童課
○児童発達支援事業所「つくし学園」においては、引き続き、言語療法、作業療法、音楽療法を行い療育の充実に努めます。	福祉児童課

② 統合保育の推進	
施策の内容	担当課等
○障害のある子どもについて、集団保育の中で心身の発達を促進するとともに、行政や専門機関との連携を強化し、保育園職員の障害と障害のある児童に対する理解を深め、正しい知識の普及啓発に努めます。	福祉児童課
○保育園等を利用中または利用する予定の障害のある子どもが通う園等を訪問し、他の園児との集団生活への適応のための専門的な支援や便宜を供与する保育所等訪問支援の充実に努めます。	福祉児童課

③ 発達障害のある子どもへの対応	
施策の内容	担当課等
○障害のある子どもや、発達に遅れのある子どもの支援を児童発達支援事業所「つくし学園」や保育園で実施し、幼児期からの療育指導に努めます。	福祉児童課

○保育園で療育相談や作業療法を行い、障害のある子ども一人ひとりにあわせた適切な療育を行います。	福祉児童課
○児童の発達障害を早期に発見するため、保育・教育・保健医療関係職など児童と日常接する機会が多い職種の人に対して、研修等を行い、発達障害に関する知識を身につけさせます。	福祉児童課

④ 子育て支援の充実	
施策の内容	担当課等
○放課後児童クラブにおいて、保護者と協議しながら、障害のある児童・生徒の受け入れを検討します。	福祉児童課
○整備予定の多機能児童館(仮称)において、障害のある子ども利用できるよう配慮します。	福祉児童課

(2) 学校教育の充実

<現状と課題>

「扶桑町障害者計画・障害福祉計画アンケート」においては、学校で勉強する形態として「障害のある仲間たちのクラスで勉強しながら、障害のない仲間たちとも勉強する機会をもちたい」が29.2%と最も高く、次いで「障害のあるなしにかかわらず、一緒のクラスで勉強したい」が16.9%となっており、多様な教育環境が求められています。

○小中学校では、障害の特性や発達段階に応じたきめ細かい教育が受けられるよう特別支援教育の充実、教職員の指導力の向上に努めています。また、施設面においては、校内設備のバリアフリー化を促進しています。

○学校教育においては、さまざまな障害の状況や特性に応じたきめ細かな支援を行うことができるよう、教育の資質を高めることが必要です。また、一人ひとりの個性や可能性を尊重した進路指導・相談をしていく必要があります。さらに、すべての児童、教職員が障害のある児童について理解を深めていくことが重要です。

<主要施策>

① 教育相談・支援の充実	
施策の内容	担当課等
○教育委員会による適切な教育相談の充実に努めるとともに、就学前の相談についても、保育園、幼稚園、保健所・保健センター等と連携を図って実施していきます。	学校教育課
○障害のある子どもの保護者に対しては、就学についての十分な知識・情報が伝わり、理解が得られるよう、関連資料の配布、事前の話し合い等を行います。	学校教育課

② 特別支援教育の充実	
施策の内容	担当課等
○現在、各学校において障害等のある児童・生徒に合わせた教育が受けられる特別支援学級等を設置しています。また、各学校内で校内教育支援委員会を設けて、対象の児童・生徒について、きめ細かい指導を行っています。今後も引き続き、個々に合わせた教育、指導に努めます。	学校教育課
○さまざまな理由で学校生活への適応が困難な児童、生徒に対し、個別的な生活支援を行う特別支援員を配置しています。今後も引き続き、現状の体制を維持しつつ、質の高い支援が行えるよう努めます。	学校教育課
○就学形態については、当事者の希望や障害の種別、程度に応じた適切な教育の場が選択できるよう支援していきます。	学校教育課

③ 学校のバリアフリー化の促進	
施策の内容	担当課等
○学校施設のバリアフリー化に努めます。	学校教育課

(3) 雇用・就労の確保

<現状と課題>

「扶桑町障害者計画・障害福祉計画アンケート」においては、仕事のことで困っていることとして、身体障害のある人、精神障害のある人および難病の人は「適した仕事が見つからない」、知的障害のある人は「職場でのコミュニケーションがうまくとれない」が最も高くなっています。また、精神障害のある人は、全体的に高く「適した仕事が見つからない」のほか、「職場でのコミュニケーションがうまくとれない」「障害のない人と比べて給料が安い」「障害について理解や協力をしてもらえない」が30%を超える高い率となっています。

○本町では、尾張北部障害者就業・生活支援センター「ようわ」と協力して、障害のある人の職業訓練などに関する情報収集や就労支援を行っています。

○町内の生活介護・就労継続支援（B型）事業所に対して支援を行い、一般就労に向けた支援の場の確保を図るとともに、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（障害者優先調達推進法）に基づき、町において、毎年度、方針を定め、これに基づき、障害者就労施設等からの物品の購入や役務の提供を優先調達しています。

○働くことは、経済的な自立生活の基盤となることはもちろん、社会の一員として役割を果たすという意味で、社会参加の基本といえます。人とのふれあいや生きがいを見いだすことで、より豊かな人生を送ることができます。働く意欲と能力を有する障害のある人に、もっと働く機会が提供されるよう総合的に支援していく必要があります。また、一般就労への移行やトライアル雇用の活用等によって経済的な自立を果たし、地域での自立した生活が実現するよう、関係機関、学校、企業、サービス事業者などの連携による就労に向けた支援も重要です。

<主要施策>

① 雇用・就労の支援	
施策の内容	担当課等
○障害のある人が可能な限り就労できるよう、就労を希望する人、一人ひとりの状況を把握し、障害者就業・生活支援センターや公共職業安定所などと連携し、就労に向けた支援に努めます。	福祉児童課
○2018（平成30）年度から、就労移行支援等の利用を経て一般就労している障害のある人との相談を通じて、就労に伴う生活面の課題に対応し、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定期間行う「就労定着支援」が導入されます。この事業を実施する就労定着支援事業所への協力を努めます。	福祉児童課
○2018（平成30）年度から、これまで障害者法定雇用率の算定基礎であった身体障害のある人および知的障害のある人に加え、精神障害のある人が含まれ、法定雇用率が引き上げられます。関係機関と連携して周知に努めるとともに、雇用率の達成に向けて町内の企業等に働きかけるなど、障害のある人の就労の促進を図ります。	福祉児童課

② 一般就労に向けた支援の場の充実	
施策の内容	担当課等
○障害福祉サービスを提供している事業所とともに、一般就労に向けた支援の場の確保とサービスの質の向上に努めます。	福祉児童課
○就労移行支援、就労継続支援の事業所情報を収集し、就労を希望する人が必要な訓練を受けることができるよう利用促進を図ります。	福祉児童課
○町のあらゆる部署において、その使用する物品や提供される役務について検討し、可能な限り障害者就労施設等から受注するよう努めます。また、新規事業等を行う場合にも、障害者優先調達推進法の趣旨を念頭において取り組みます。	全部署

(4) 文化、スポーツ・レクリエーションの推進

<現状と課題>

「扶桑町障害者計画・障害福祉計画アンケート」においては、今後したい活動として、いずれの障害も「旅行・キャンプ・つり等の活動」および「コンサートや映画、スポーツ等の鑑賞・見学」が高くなっています。

○スポーツ・レクリエーション活動、文化活動などへの参加は、生活を豊かにするうえで重要です。しかし、障害があるために、それらの活動に参加できないことが少なからずあるのが現状です。

○本町では、各施設のバリアフリー化を随時進めるとともに、障害者手帳を所持している人のスポーツ施設利用料を無料化しています。一人でも多くの障害のある人が気軽に活動に参加し、その楽しさを享受できるよう、参加機会の拡充、参加促進のための配慮をする必要があります。

<主要施策>

① 文化活動、イベントの充実	
施策の内容	担当課等
○各種講座やイベントについて、障害のある人の参加に配慮した企画を行うよう、関係各課等に協力を求めます。また、社会福祉協議会等と連携し、各種障害に対応できるボランティアを確保するなど障害のある人が参加しやすい環境づくりに努めます。	福祉児童課
○町主催の講演等の開催の際には、車いす対応の席を確保するなどの配慮に努めるとともに、必要に応じて障害の特性に応じた文化活動への参加機会の拡充に努めます。	生涯学習課

② スポーツ・レクリエーション活動の推進	
施策の内容	担当課等
○2020年東京オリンピック・パラリンピックを契機として、障害のある人の健康の維持増進、仲間づくり、余暇の充実などを目的として、一人でも多くの障害のある人がスポーツに親しめるよう、関係機関と連携して障害者スポーツの普及を進めます。	福祉児童課 生涯学習課
○障害のある人に、関連のスポーツ大会やレクリエーション活動への参加を促すとともに、町民に対し協力を要請します。	福祉児童課 生涯学習課

③ 施設の環境整備	
施策の内容	担当課等
○段差の解消、車いすトイレや車いす用観客席の整備、電光掲示板の設置など障害のある人が安心して活動ができるよう、文化会館や体育館等のスポーツ施設のバリアフリー化を推進します。	生涯学習課 文化会館

5 すべての人にやさしいまちづくりに向けて

(1) 人にやさしいまちづくりの推進

<現状と課題>

「扶桑町障害者計画・障害福祉計画アンケート」においては、身体障害のある人の22.2%、知的障害のある人の18.9%、精神障害のある人の20.5%、障害のある児童の21.6%、難病の人の26.8%が、5年前にくらべ、扶桑町はバリアフリーのまちづくりが進んだと答えています。一方、外出するうえで困ることとして、多くの人が「道路や駅に段差や階段が多い」「利用する建物の整備（トイレ、エレベーター等）が不備」をあげているのも現状です。

○本町では、まちのバリアフリー化については、少しずつですが着実に進んでいます。

これまでに、扶桑駅、柏森駅にエレベーターの設置、役場のスロープ改修工事、身体障害者用トイレ等工事、駐車場整備工事などを行い、町民の利用頻度・改善の必要度の高いところから計画的にバリアフリー化を進めています。道路については、町道の歩道整備の延長、道路と歩道部分の段差改善工事等を実施しています。公共・民間施設等については、愛知県人にやさしい街づくり条例に基づき、行っています。

○移動支援については、地域生活支援事業の一環として、移動支援事業を実施しています。2006（平成18）年度には扶桑町福祉有償運送運営協議会を設置し、2017（平成29）年4月現在の登録団体は2団体となっています。あわせて、タクシー料金助成事業、車いす対応車両の貸出などを実施するとともに、社会福祉協議会ではボランティアの協力を得て、移送サービスを行っています。

○今後も引き続き、障害のある人の社会参加を促進するため、障害のある人をはじめ高齢者や子どもなど、誰もが利用しやすいまちづくりをめざしていく必要があります。

< 主要施策 >

① ユニバーサルデザインの促進	
施策の内容	担当課等
○公共施設では障害者用駐車スペースの確保、入り口のスロープの整備推進に努めます。また、障害のある人や乳児を抱えた人にも利用しやすいトイレの整備に努めます。誰もがスムーズに移動できるように、バリア（障壁）の除去に努めます。	都市整備課
○民間施設については、愛知県人にやさしい街づくり条例に基づくバリアフリー化の指導に努めていきます。	都市整備課
○扶桑駅および柏森駅のエレベーター、エスカレーターの維持管理に努め、円滑な移動手段の確保を図ります。	都市整備課
○道路については、必要性の高い箇所から歩車道部分の段差等の改善を図ります。	土木課

② 移動手段の確保	
施策の内容	担当課等
○障害のある人の外出を支援するため、介護給付による行動援護、同行援護および地域生活支援事業による移動支援事業を実施し、障害のある人の外出を支援します。また、移動支援事業については、利用者ニーズを把握し、より使いやすい制度に向けて研究します。	福祉児童課
○障害のある人の日常生活における活動を支援するため、引き続き、対象となる人にタクシー料金の利用助成を行います。また、利用状況やニーズを検討し、より使いやすい制度に向けて研究します。	福祉児童課
○ボランティアの協力による移送サービスを実施し、障害のある人の社会参加の支援を図ります。	社会福祉協議会
○福祉有償運送制度を広く周知し、外出支援をしていきます。また、福祉有償運送運営協議会として、既存の交通機関とバランスをとりながら移動手段の確保に努めます。	介護健康課

(2) 防災・防犯対策の推進

<現状と課題>

「扶桑町障害者計画・障害福祉計画アンケート」においては、災害時に困ると思われることとして、身体障害のある人、知的障害のある人および精神障害のある人は「避難についての不安」を、障害のある児童および難病の人は「家族などに連絡のとれないことについての不安」が最も高くなっています。

○本町では、ひとり暮らしの重度身体障害者等の急病や災害時などの緊急時に迅速に対応するため、災害弱者緊急通報システム設置事業を実施しています。また、「扶桑町地域防災計画」の中で、ひとり暮らし高齢者や障害のある人など要配慮者について、避難行動要支援者名簿を作成し、災害時における避難等を地域の支援で受けられる体制の整備を進めています。

○住居に関する災害対策については、木造住宅の無料耐震診断を実施するとともに耐震改修には補助金を支出し、耐震に対する意識の向上を図っています。加えて、地震対策補助金を支出し、家具転倒防止やガラスの飛散防止に努めています。

○避難行動要支援者名簿等を活用した近隣による日ごろからの見守りや避難時の具体的な支援体制の充実が求められるとともに、避難場所等の支援の体制を検討する必要があります。

○犯罪や交通事故に対する不安が、障害のある人の行動をさらに不自由にしており、地域ぐるみで安全対策を推進していくことが求められています。

< 主要施策 >

① 避難行動要支援者の把握と支援体制の整備	
施策の内容	担当課等
○災害時の避難等に支援を必要とする一人暮らし高齢者や障害のある要配慮者をあらかじめ把握し、地域の支援が受けられるよう体制を整えます。要配慮者に対する普段からの見守りや、災害発生時に災害に関する情報を伝えたり、一緒に避難したりするなどの支援をしてもらえるよう事前に近隣住民に要請し、地域における支援体制の構築に努めています。制度の周知に努め、登録の促進を図ります。また、障害のある方への二次避難所として、福祉避難所の開設を行います。	福祉児童課 総務課
○扶桑町地域防災計画に基づき、避難所において障害のある人など要配慮者のスペースを確保します。	総務課
○民生委員や自治会組織等と協力し、木造住宅無料耐震診断や耐震改修工事を行うなど防災意識の向上に向けた取り組みに努めます。	総務課

② 防犯対策の推進	
施策の内容	担当課等
○高齢者や障害のある人たちが犯罪の被害に遭わないように防犯上必要な知識や情報を提供するとともに、地域防犯パトロールの充実を図るなど、防犯意識の向上および普及啓発に努めます。	総務課
○障害のある人の消費者トラブルに関する必要な情報提供を行い、障害のある人の消費者トラブルの防止および被害からの救済を図ります。	福祉児童課 産業環境課

資 料

1 用語解説

<あ行>

一般就労 障害者が、一般企業への就職、在宅就労、自ら起業することをいう。

移動支援事業 障害者総合支援法に定める地域生活支援事業の1つで、屋外での移動が困難な障害者の地域における自立生活および社会参加を促すことを目的として、外出のための支援を行う事業。

<か行>

グループホーム（共同生活援助） 障害者総合支援法に定める障害福祉サービスの1つであるグループホームは、障害者が共同生活を行う住宅である。入居者の平日の日中は、一般就労あるいは日中活動系サービスを利用する。

権利擁護 自らの意思を表示することが困難な知的障害者等に代わって、援助者等が代理としてその権利やニーズの獲得を行うことをいう。

行動援護 障害者総合支援法に定める障害福祉サービスの1つで、自己判断力が制限されている人（自閉症、てんかん等の重度の知的障害者または統合失調症等の重度の精神障害者であって、危険回避ができない、自傷、異食、徘徊等の行動障害に対する援護を必要とする人）が行動する際の危険を回避するための援護をいう。移動の場合も利用できる。

合理的配慮 障害者の権利に関する条約の「合理的配慮」とは、「障害者が他の者と平等にすべての人権および基本的自由を享有し、または行使することを確保するための必要かつ適当な変更および調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失したまたは過度の負担を課さないものをいう」と定義されている。

<さ行>

就労移行支援 障害者総合支援法に定める障害福祉サービスの1つで、就労を希望する障害者に、生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練等を行うサービスである。就労移行支援利用期間は、2年間（あん摩マッサージ指圧師、はり師またはきゅう師の資格取得を目的とする場合は3年間または5年間）とされている。

就労継続支援 障害者総合支援法に定める障害福祉サービスの1つで、A型とB型の2種類がある。
就労継続支援（A型） 通常の事業所に雇用されることが困難な障害者に、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識および能力の向上のために必要な訓練等を行うサービスで、一般雇用に近い形態のものをいう。

就労継続支援（B型） 通常の事業所に雇用されることが困難な障害者に、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識および能力の向上のために必要な訓練等を行うサービスで、従来の福祉的就労に近い形態のものをいう。

手話通訳者 重度の聴覚障害者・重度の言語障害者と障害のない人との意思伝達を援助する人。手話通訳者の公的な資格を手話通訳士という。

障害者基本計画 障害者基本法に従い、政府が障害者の福祉および、障害の予防に関する様々な施策を総合的に推進するための基本計画。この計画に準じて、都道府県および市区町村などの地方公共団体でも、それぞれ都道府県障害者計画、市町村障害者計画を策定しなければならないとされている。

障害者基本法 1970（昭和45）年に制定された「心身障害者対策基本法」を1993（平成5）年に抜本改正して制定した法律。基本的理念として、①すべて障害者は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する、②すべて障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられる、と定め、障害者の基本的人権とノーマライゼーションを唱っている。具体的な施策としては障害者基本計画等の策定のほか、医療・教育・雇用・年金など、あらゆる分野について、国および地方公共団体等の義務を定めている。

障害者計画 障害者基本法により、都道府県および市町村が策定する障害者のための施策に関する総合的な計画。計画の範囲は、障害者についての雇用・教育・福祉・建設・交通など多岐にわたり、障害者の年齢・障害の種別・程度に応じたきめ細かい総合的な施策推進が図れるようにしている。なお、国が定めるものを障害者基本計画という。

障害者虐待防止法 2011（平成23）年6月に公布された「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の略称。国や地方公共団体、障害者福祉施設従事者、使用者等に、障害のある人の虐待の防止等のための責務を課すとともに、虐待を受けたと思われる障害のある人を発見した人に対する通報義務を課すなどしている。

障害者権利条約 障害のある人に対する差別を撤廃し、社会参加を促すことを目的として、2006（平成18）年12月、国連総会において全会一致で採択された障害者の権利に関する条約。わが国は、2007（平成19）年の同条約署名以降、条約の批准に向けた国内法の整備等を進め、2014（平成26）年1月に同条約を批准し、同年2月から効力を発することとなった。

障害者雇用促進法 「障害者の雇用の促進等に関する法律」の略称。障害のある人の雇用義務等に基づく雇用の促進等のための措置、職業リハビリテーションの措置、その他障害のある人がその能力に適合する職業に就くこと等を通じて職業生活の自立を促進するための措置を総合的に講じ、障害のある人の職業の安定を図ることを目的とする法律。総則において、事業主、国および地方公共団体の責務、障害のある人の職業人としての自立努力義務を規定し、その雇用の促進のため、職業リハビリテーションの推進、障害のある人の雇用義務（法定雇用率）、障害者雇用調整金の支給等および障害者雇用納付金の徴収を定めている。

障害者雇用率 障害者の雇用の促進等に関する法律に定められているもので、一般の民間企業にあっては2.2%、特殊法人・国・地方公共団体にあっては2.5%、一定の教育委員会にあっては2.4%とされ、これを超えて身体障害のある人、知的障害のある人および精神障害のある人を雇用する義務を負う。この雇用率を達成していない事業主には、毎年度、未達成数に応じて障害者雇用納付金の納付を義務づけ、達成している事業主に対しては、障害者雇用調整金または報奨金が支給される。

障害者差別解消法 2016（平成28）年4月1日に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の略称。障害者権利条約の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的としている。差別を解消するための措置として、国・地方公共団体等および民間事業者に、差別的扱いの禁止と合理的配慮の提供を求めている。

障害者試行雇用事業 障害者の雇用経験がないこと等から雇用をためらっている事業所に、障害者を試行雇用（トライアル雇用、原則3か月）の形で受け入れてもらい、本格的な雇用に取り組むきっかけづくりを進める事業。事業主に対しては、トライアル雇用終了後、奨励金が支給される。

障害者総合支援法 障害者自立支援法は、2013（平成25）年4月から障害者総合支援法（法律名は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」という）に改正された。障害のある人や難病患者等の地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障害のある人等の日常生活及び社会生活を総合的に支援することを目的としている。これを達成するために、都道府県および市町村に障害福祉計画の策定を義務づけている。

障害者優先調達推進法 2012（平成24）年6月に公布された「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」の略称。国・独立行政法人等、地方公共団体・地方独立行政法人は、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関し、その受注の機会を確保するための必要な事項等を定め、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図ることとしている。

障害保健福祉圏域 広域的に障害者福祉施策を推進する1つの単位。愛知県の障害保健福祉圏域は、名古屋・海部・尾張中部・尾張東部・尾張西部・尾張北部・知多半島・西三河北部・西三河南部・東三河北部・東三河南部の11圏域で、本町は、春日井市、犬山市、江南市、小牧市、岩倉市および大口町の5市2町で構成する尾張北部圏域に属している。

自立支援 障害者施策で用いられる自立支援とは、介助が必要な重度の障害者であっても、自らの意志によって、自らの人生を選択・決定し、社会の一員として主体的に生きていくための支援をいう。

自立支援地域協議会 相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として都道府県および市町村が設置する協議会。自立支援地域協議会は、サービス提供事業者、雇用、教育、医療等の関連する分野の関係者で構成する。

生活介護 障害者総合支援法に定める障害福祉サービスの1つで、常時介護を要する障害程度が一定以上の障害者が、主として昼間において、障害者支援施設などで、入浴、排せつまたは食事の介護、創作的活動または生産活動の機会の提供等を受けるサービスである。

成年後見制度 判断能力（事理弁識能力）の不十分な者を保護するため、一定の場合に本人の行為能力を制限するとともに本人のために法律行為をおこない、または本人による法律行為を助ける者を選任する制度。

成年後見制度利用支援事業 自分で十分判断のできない人の財産管理や介護サービス契約等について、後見人等の援助を受けられるよう、本人に代わって市長が家庭裁判所に後見人等選任のため、申立ての手続きを行う事業。また、費用の負担をすることが困難と認められる人に対し、審判の請求に係る費用および後見人への報酬の助成を行う。

早期療育 運動面、精神面あるいは感覚面の発達が遅れていると思われる子供をできるだけ早く発見し、早期に治療・訓練などを親と関係機関が協力して行い、最大限その子供の発達を促していこうとする取り組み。

相談支援事業 障害者総合支援法に定める相談支援は、障害のある人や障害のある人の介護を行う人などからの相談に応じ、必要な情報の提供等や、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障害のある人が自立した日常生活または社会生活を営むことができるようにすることを目的とするサービスである。相談支援には、基本相談支援、地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）および計画相談支援がある。事業の実施者は市町村であるが、その運営を常勤の相談支援専門員が配置されている指定相談支援事業者に委託することができる。

<た行>

地域活動支援センター 障害者総合支援法に定める地域生活支援事業の一種で、障害のある人に創作的活動または生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進等の便宜を供与する事業。地域活動支援センターには、従来の作業型デイサービスや精神障害者地域生活支援センター、共同作業所等で就労継続支援などの障害福祉サービスの日中活動系サービスに移行しないところが該当する。

地域生活支援事業 地域生活支援事業は、地域の実情に応じて、柔軟に実施されることが好ましい事業として障害者総合支援法に位置づけられている。市町村が行う必須事業として、相談支援事業、コミュニケーション支援事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業および地域活動支援センターがあり、入浴サービス事業、日中一時支援事業等の必須事業以外の事業も実施することができる。とされている。

地域包括ケアシステム 高齢者や障害のある人が身近な地域で生涯を安心して暮らしていけるよう、保健・医療・福祉などの社会資源やマンパワー（人材活力）を広く活用し、支援を要する人を地域社会全体で支えるしくみ

テイクテン 1日に10分間の運動を2～3回行い、10品目の食品をとるという介護予防プログラムで、介護予防システムの一つ。運動と食事改善を組み合わせることによって、老化防止の相乗効果を得るのがねらい。

同行援護 障害者総合支援法に定める障害福祉サービスの一種で、移動に著しい困難がある視覚に障害のある人が、同行するガイドヘルパーにより、移動の援護、排せつおよび食事等の介護、その他の必要な援助を受けるサービスをいう。

統合保育 心身に障害のある子どもと、障害のない子どもと一緒に保育すること。インテグレーション、メインストリーミングともいう。

特別支援員 小・中学校において障害のある児童生徒に対し、食事、排泄、教室の移動補助等学校における日常生活動作の介助を行ったり、発達障害の児童生徒に対し学習活動上のサポートを行ったりする支援員。

特別支援教育 障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導および必要な支援を行うもの。

トライアル雇用 ⇒ 障害者試行雇用事業

<な行>

内部障害 身体障害者福祉法で規定する身体障害の1つ。心臓、じん臓若しくは呼吸器またはぼうこう若しくは直腸若しくは小腸若しくはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害で、永続し、日常生活が著しい制限を受ける程度であると認められる障害を同法の対象となる身体障害としている。一般的に、内部障害は外見的に異常のないことが多いため、手足の欠損等外見的に異常が認められる外部障害と比較し、周囲の認識の低さから、障害が過小評価されることが問題とされている。

日常生活自立支援事業 認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行う事業。

日中活動系サービス 従来の入所施設は、昼夜のサービスがパッケージ化されていたが、障害者総合支援法により、日中活動の場と住まいの場をそれぞれ選択することになる。日中活動の場とは、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護等で提供されるサービスをいい、これらのサービスは地域生活をしている障害者も利用できる。

<は行>

発達障害 いくつかのタイプに分類されており、自閉症、アスペルガー症候群、注意欠如・多動性障害(ADHD)、学習障害、チック障害などが含まれる。これらは、生まれつき脳の一部の機能に障害があるという点が共通しており、同じ人に、いくつかのタイプの発達障害があることも珍しくない。個人差がとても大きいという点が、発達障害の特徴といえる。なお、アメリカ精神医学会の診断基準DSM-5では、アスペルガー症候群を含む広汎性発達障害が、自閉症スペクトラム障害という診断名に分類される。

バリアフリー 障害者を含む高齢者等の社会生活弱者、狭義の対象者としては障害者が社会生活に参加する上で生活の支障となる物理的な障害や精神的な障壁を取り除くための施策、若しくは具体的に障害を取り除いた状態をいう。

ピアカウンセリング 障害のある人や高齢者が、自らの体験に基づいて、同じ仲間である他の人の相

談に応じ、問題の解決を図ること。ピア〔peer〕とは、同じ仲間、同じ背景を持つ人同士を意味する。アメリカの自立生活センターでとられている方式がわが国にも伝えられたものである。

放課後児童クラブ 小学校児童等を対象に、学校の余裕教室などを利用して、授業終了後に保護者に代わって、児童の生活指導等を行う事業。学童保育等ともいう。

避難行動要支援者 要配慮者のうち災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な人。

福祉避難所 既存の建物を活用し、一般の避難所では生活に支障を来す介護の必要な高齢者や障害のある人などに対して、ケアが行われるほか、要援護者に配慮したポータブルトイレ、手すりや仮設スロープなど、バリアフリー化が図られた避難所をいう。

<や行>

ユニバーサルデザイン 「すべての人のためのデザイン」をいう。障害者や高齢者、外国人、男女など、それぞれの違いを越えて、すべての人が暮らしやすいように、まちづくり、ものづくり、環境づくりなどを行っていかうとする考え方である。ユニバーサルデザインは、障害者や高齢者に対するバリアフリーの考え方をさらに進めて、例えば施設やものをつくるときに、始めからできるだけすべての人が利用できるようにしていくことである。

要約筆記者 所定の講習を受けて要約筆記の技術を習得し、聴覚に障害のある人のために要約筆記を行う人。要約筆記とは、聴覚に障害のある人のための意思疎通を図る手段で、話し手の内容を筆記して聴覚に障害のある人に伝達するものである。

2 自立支援地域協議会

(1) 設置規則

◎扶桑町自立支援地域協議会設置規則

〔平成25年3月29日規則第3号〕

(趣旨)

第1条 この規則は、扶桑町附属機関条例（平成25年扶桑町条例第1号）第3条の規定に基づき、扶桑町自立支援地域協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 相談支援事業の運営等に関すること。
- (2) 困難事例への対応のあり方に関すること。
- (3) 地域関係機関によるネットワークの構築等に関すること。
- (4) 地域の社会資源の開発及び改善に関すること。
- (5) 障害福祉計画の策定に関すること。
- (6) 前各号に掲げるものの他町長が必要と認めること。

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する委員12人以内をもって組織する。

- (1) 相談支援事業者
- (2) 障害福祉サービス事業者
- (3) 保健・医療関係機関に属する者
- (4) 教育関係機関に属する者
- (5) 企業・雇用関係機関に属する者
- (6) 障害者関係団体に属する者
- (7) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、必要に応じ、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(報酬及び費用弁償)

第7条 委員の報酬及び費用弁償については、扶桑町特別職の職員で非常勤のもの等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年扶桑町条例第1号）に規定する額とする。

(作業グループ)

第8条 協議会に、第2条に定める所掌事務に関する資料の収集、調査及び研究を行うための作業グループを置くことができる。

- 2 作業グループの構成員は、協議会委員が属する機関の実務担当者で構成し、会長が指名する。

(個別ケア会議)

第9条 協議会は、個別事案に対する対応を協議するため個別ケア会議を設置することができる。

- 2 個別ケア会議の構成員は、協議会委員が属する機関の実務担当者でかつ、当該個別事案に携わる者で構成し、会長が指名する。

(秘密保持)

第10条 委員、作業グループ構成員及び個別ケア会議構成員は、協議会、作業グループ及び個別ケア会議において知り得た秘密を他に漏らしてはならない。委員、作業グループ構成員及び個別ケア会議構成員を退いた後も同様とする。

(庶務)

第11条 協議会の庶務は、扶桑町健康福祉部福祉児童課において処理する。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(2) 委員名簿

区 分	所 属 等	氏 名	備 考
相談支援事業者	尾張北部障害者就業・生活支援センター ようわ センター長	田代 波広	
障害福祉サービス事業者	社会福祉法人扶桑町社会福祉協議会 事務局長	遠藤 勝彦	平成 29 年 3 月まで
		藤川 優孝	平成 29 年 4 月から
	社会福祉法人ふそう福祉会 たんぽぽ 管理者	三品 拓馬	会長
	医療法人桜桂会 地域活動支援センター 希楽里 施設長	渡辺 久佳	
保健・医療関係 機関に属する者	愛知県江南保健所 健康支援課長	竹内 弘行	平成 29 年 3 月まで
		岩佐 健	平成 29 年 4 月から
教育関係機関に 属する者	愛知県立一宮東特別支援学校 校長	加藤 守松	
企業・雇用関係 機関に属する者	犬山公共職業安定所 所長	三品 敏彦	平成 29 年 3 月まで
		服部 善寛	平成 29 年 4 月から
障害者関係団 体に属する者	扶桑町心身障害児者父母の会 会長	長谷川 洋子	
	扶桑町身体障害者福祉会 会長	日比 富士雄	
	扶桑町精神障害者家族会（扶桑しらゆり 会） 代表	柳井 直和	
その他町長が必 要と認める者	尾張北部圏域アドバイザー	綱川 克宜	

3 計画の策定経緯

年 月 日	内 容																																																											
2016（平成28）年 10月25日	扶桑町自立支援地域協議会運営会 ○扶桑町第4期障害者計画および第5期障害福祉計画等につ て（アンケートについて、今後の進め方等）																																																											
11月7日	扶桑町自立支援地域協議会運営会 ○扶桑町第4期障害者計画および第5期障害福祉計画等につ て（アンケート項目について等）																																																											
12月8日～ 12月28日	扶桑町障害者計画・障害福祉計画アンケートの実施 （調査の概要） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">身体障害 のある人</th> <th style="text-align: center;">知的障害 のある人</th> <th style="text-align: center;">精神障害 のある人</th> <th style="text-align: center;">障害の ある児童</th> <th style="text-align: center;">難病の人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">調査対象者</td> <td>在宅の18歳以上の身体障害者手帳所持者全数</td> <td>在宅の18歳以上の療育手帳所持者全数</td> <td>在宅の18歳以上の精神障害者保健福祉手帳所持者全数</td> <td>在宅の18歳未満の身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳所持児童全数</td> <td>難病患者見舞金の受給者全数</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">調査票の配布・回収</td> <td colspan="5" style="text-align: center;">郵送配布・郵送回収</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">調査基準日</td> <td colspan="5" style="text-align: center;">平成28年12月1日</td> </tr> </tbody> </table> （回収結果） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">身体障害 のある人</th> <th style="text-align: center;">知的障害 のある人</th> <th style="text-align: center;">精神障害 のある人</th> <th style="text-align: center;">障害の ある児童</th> <th style="text-align: center;">難病の人</th> <th style="text-align: center;">合 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">配布数</td> <td style="text-align: center;">1,057</td> <td style="text-align: center;">101</td> <td style="text-align: center;">260</td> <td style="text-align: center;">158</td> <td style="text-align: center;">80</td> <td style="text-align: center;">1,656</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">回収数</td> <td style="text-align: center;">602</td> <td style="text-align: center;">58</td> <td style="text-align: center;">108</td> <td style="text-align: center;">65</td> <td style="text-align: center;">57</td> <td style="text-align: center;">890</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">有効回答数</td> <td style="text-align: center;">598</td> <td style="text-align: center;">58</td> <td style="text-align: center;">107</td> <td style="text-align: center;">65</td> <td style="text-align: center;">56</td> <td style="text-align: center;">884</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">有効回答率</td> <td style="text-align: center;">56.6%</td> <td style="text-align: center;">57.4%</td> <td style="text-align: center;">41.2%</td> <td style="text-align: center;">41.1%</td> <td style="text-align: center;">70.0%</td> <td style="text-align: center;">53.4%</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	身体障害 のある人	知的障害 のある人	精神障害 のある人	障害の ある児童	難病の人	調査対象者	在宅の18歳以上の身体障害者手帳所持者全数	在宅の18歳以上の療育手帳所持者全数	在宅の18歳以上の精神障害者保健福祉手帳所持者全数	在宅の18歳未満の身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳所持児童全数	難病患者見舞金の受給者全数	調査票の配布・回収	郵送配布・郵送回収					調査基準日	平成28年12月1日					区 分	身体障害 のある人	知的障害 のある人	精神障害 のある人	障害の ある児童	難病の人	合 計	配布数	1,057	101	260	158	80	1,656	回収数	602	58	108	65	57	890	有効回答数	598	58	107	65	56	884	有効回答率	56.6%	57.4%	41.2%	41.1%	70.0%	53.4%
区 分	身体障害 のある人	知的障害 のある人	精神障害 のある人	障害の ある児童	難病の人																																																							
調査対象者	在宅の18歳以上の身体障害者手帳所持者全数	在宅の18歳以上の療育手帳所持者全数	在宅の18歳以上の精神障害者保健福祉手帳所持者全数	在宅の18歳未満の身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳所持児童全数	難病患者見舞金の受給者全数																																																							
調査票の配布・回収	郵送配布・郵送回収																																																											
調査基準日	平成28年12月1日																																																											
区 分	身体障害 のある人	知的障害 のある人	精神障害 のある人	障害の ある児童	難病の人	合 計																																																						
配布数	1,057	101	260	158	80	1,656																																																						
回収数	602	58	108	65	57	890																																																						
有効回答数	598	58	107	65	56	884																																																						
有効回答率	56.6%	57.4%	41.2%	41.1%	70.0%	53.4%																																																						
2017（平成29）年 2月15日	扶桑町自立支援地域協議会運営会 ○扶桑町障害者計画・障害福祉計画アンケートの進捗状況 ○扶桑町第4期障害者計画実施状況報告																																																											

年 月 日	内 容
2月22日	2016（平成28）年度第2回扶桑町自立支援地域協議会 ○扶桑町障害者計画・障害福祉計画アンケート結果〈速報〉の報告 ○計画策定のスケジュール ○扶桑町第4期障害者計画実施状況報告
4～7月	現状と課題の分析等
7月19日	扶桑町自立支援地域協議会運営会 ○扶桑町障害者計画・障害福祉計画アンケート結果について ○扶桑町第4期障害者計画および扶桑町第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の策定について
7月24日	団体ヒアリング実施 扶桑町精神障害者家族会（扶桑しらゆり会）
7月27日	2017（平成29）年度第1回扶桑町自立支援地域協議会 ○扶桑町障害者計画・障害福祉計画アンケート結果について ○扶桑町第4期障害者計画および扶桑町第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の策定について ○扶桑町障害者相談事業活動について 団体ヒアリング実施 扶桑町身体障害者福祉会
8月7日	団体ヒアリング実施 扶桑町心身障害児者父母の会

年 月 日	内 容
10月13日	2017（平成29）年度第2回扶桑町自立支援地域協議会 ○扶桑町第4期障害者計画および扶桑町第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の策定について
11月30日	2017（平成29）年度第3回扶桑町自立支援地域協議会 ○扶桑町第4期障害者計画および扶桑町第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の策定について ○障害を理由とする差別の解消の推進に関する扶桑町職員対応要領（案）について
2018（平成30）年 1月5日	2017（平成29）年度第4回扶桑町自立支援地域協議会 ○扶桑町第4期障害者計画および扶桑町第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の策定について
1月11日～2月9日	パブリックコメントの実施

扶桑町第4期障害者計画

2018（平成30）年3月

発行◆◆扶桑町

編集◆◆健康福祉部福祉児童課

〒480-0102

愛知県丹羽郡扶桑町大字高雄字天道330番地

TEL 0587-93-1111

FAX 0587-93-2034

